

福利の広場

Fukuri no Hiroba

No.

178

2023年
7月発行

Contents! 〈目次〉

- 2 | 健康ウォーキング事業
公立学校共済組合山形支部は
6月1日からルネサンスの法人会員となりました!!
- 3 | 組合員資格を喪失したとき(年金に関する手続き)
限度額適用認定証って何??
- 4 | 令和5年度特定健康診査・特定保健指導のご案内
- 5 | 令和4年度 教職員定期健康診断受診結果のお知らせ
令和5年度歯周疾患検診のご案内
- 6 | 被扶養者認定の収入要件が変わりました!
こんな場合は届出をお願いします!
- 7 | 被扶養者の資格確認について
- 8 | 共済組合と教職員互助会の貸付制度のご案内
- 9 | 遺族年金の請求手続きについて
ご存じですか? 育児休業取得支援給付金
- 10 | 令和4年度決算概要 公立学校共済組合 山形支部
令和5年4月から公立学校共済組合の掛金率が変わりました
- 11 | 令和4年度決算概要 山形県教職員互助会
教職員互助会の掛金率が変わりました
- 12 | 芸術鑑賞支援事業の施設を追加しました!!
令和5年度リフレッシュ補助券をご活用ください
フルタイム勤務の暫定再任用職員・任期付職員、
短期組合員が利用できる公立学校共済組合山形支部の事業について





健康ウォーキング事業



パワーアップしました!

第1期 令和5年6月20日(火) ~ 令和5年 7月20日(木)
 第2期 令和5年9月20日(水) ~ 令和5年10月20日(金)

今年度は、第1期と第2期の2回 開催します!

また、今回から**チーム部門(3人1組)**に加え、**個人部門**を新設しました。さらに、賞品も前回より充実しています。第1期は、チーム部門203チーム、個人部門96名の皆様からお申込みいただきました。

第2期からの参加も可能です。皆様の参加をお待ちしております。ぜひご参加ください!

対象者 公立学校共済組合山形支部組合員

参加人数 申込みを行う組合員全員

参加方法 3人1組のチーム部門または個人部門どちらか一方に参加
期間中の歩数を記録し、期間終了後に合計歩数を報告!

申込方法 第2期申込締切: **9月19日(火)**
インターネットで「やまがたe申請」にアクセスし、お申込みください。

無理せず
自分のペースで



★ 詳しくは、各所属所へ送付しているチラシまたは当支部ホームページをご覧ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

公立学校共済組合山形支部は 6月1日からルネサンスの法人会員になりました。



法人会員料金 個人会員よりお得! 月ごとのライフスタイルに合わせて選べる会員種別

	法人価格	個人会員	
会員種別	Monthlyコーポレート会員 全国のルネサンス施設および、オンラインプログラムを月何回でも使い放題です。 ↓ 会員変更は自由	9,570円/月 6,050円お得 <small>※10月1日から10,450円/月になります</small>	15,620円/月
	1Dayコーポレート会員 1回毎の利用料でルネサンス施設をご利用いただけます。 <small>※施設は有人時間のみのご利用です。 ※オンラインプログラムのご利用は別料金となります。</small>	1,980円/月 法人のみ適用	制度なし <small>ただし会員との同伴 ビジターの場合は3,300円</small>
	多忙な方におすすめ! オンライン会員 24hレッスンOK!! オンラインプログラムを月何回でもご利用いただけます。 多彩なプログラム、週720本以上のレッスン	1,100円/月 (更に1ヵ月分0円) 2,750円お得	3,850円/月
諸入経会費時	会員証発行事務手数料 1,650円 3,850円お得	5,500円	
	入会金 0円 3,300円お得	3,300円	

- ・その他、スクール会員もございます。
- ・全国のスポーツクラブルネサンスと提携施設(合わせて約200施設)のご利用が可能です。
- ・提携施設ご利用の際は、各施設に設定された利用料を都度お支払いいただくことでご利用いただけます。
- ・オンラインプログラムは、ルネサンス オンライン ライブストリームがご利用いただけます。

詳しくは公立学校共済組合山形支部HPの



をクリック!!

お問合せ先 ☎

共済組合 健康管理担当
023-630-2882

組合員資格を喪失したとき（年金に関する手続き）

退職により組合員資格を喪失する場合や、組合員種別が変更となる場合は、年金に関する手続きが必要です。
組合員資格を喪失する組合員が、老齢厚生年金の支給開始年齢に到達しているかによって、提出する書類が異なりますので注意してください。

<提出書類>

「退職届書」… 老齢厚生年金の支給開始年齢に到達する前に、組合員資格を喪失した場合

「改定請求書」… 老齢厚生年金の支給開始年齢に到達した後に、組合員資格を喪失する場合

上記の2つの書類は、一般組合員から短期組合員に種別変更する場合も提出が必要です。

なお、短期組合員が退職により組合員資格を喪失したときは、上記の2つの書類の提出は不要です。
(短期組合員は長期給付対象外のため)

※「退職届書」、「改定請求書」の様式については、各所属所に送付しますので、所属の事務担当者を通じて、山形支部年金担当まで退職者名及び退職日のご連絡をお願いします。



- ・「退職届書」は将来の年金受給に備え、組合員期間及び給料額等を年金待機者として登録するために必要な書類です。提出がない場合、年金待機者として登録できません。年金受給年齢になったときに年金を請求できなくなる恐れがありますので、必ずご提出ください。
- ・「改定請求書」は、年金の在職支給停止を解除するために必要な書類です。

お問合せ先 ☎ 共済組合 年金担当 023-630-2887

限度額適用認定証って何??



病院から、医療費が高額になるので「限度額適用認定証」の申請を勧められました。
どのように手続きすれば良いですか？
「限度額適用認定証」を使うと、医療費は安くなるのですか？

医療機関等で支払う医療費が高額になる場合に「限度額適用認定証」を提示すると、窓口での支払額を自己負担限度額まで抑えることができます。

限度額適用認定証の交付を希望する場合は、所属の事務担当者へその旨を伝え、申請書に必要事項を記入し、**所属所を通じて**公立学校共済組合に提出してください。

認定証は原則として所属所に送付しますが、お急ぎの場合は自宅に送ることもできますのでご相談ください。(簡易書留で送付するため、不在の場合は受け取れません。)

認定証を提示せずに支払った場合、高額療養費として診療月の3か月後以降に皆さんの業務用口座へ**自動で給付**されます。
自己負担額は、限度額適用認定証を使用しない場合でも変わりません。

[例] ◇ 総医療費 300,000円(食事・ベッド代除く)、自己負担(3割) 90,000円のケース ◇
(標準報酬月額 280,000円以上530,000円未満の場合)

限度額適用認定証	窓口負担額 (A)	高額療養費 (B) (3か月後以降自動給付)	自己負担額 (A) - (B)
使用なし (組合員証のみ使用)	総医療費の3割を支払う $300,000 \times 0.3 = 90,000$ 円	$90,000 - \text{自己負担限度額}^{\ast}$ $= 9,570$ 円	80,430円
使用あり	総医療費の自己負担限度額 [※] を支払う $80,100 + (\text{総医療費} - 267,000) \times 1\% = 80,430$ 円	給付なし	80,430円

※自己負担限度額 = 80,430円(標準報酬月額等によって計算式が異なります。)

$80,100 + (300,000 - 267,000) \times 1\%$
(総医療費)

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

令和5年度特定健康診査・特定保健指導のご案内

被扶養者

「特定健康診査」の受診券を配付しております【無料】



令和5年4月1日現在で39歳から74歳までの被扶養者の方に、組合員の所属所を通して「**特定健康診査受診券(有効期限: R6.2.29)**」を配付しております。

「受診券」を使うことで、特定健診は**無料**で受けることができます。

生活習慣病の予防・早期発見のため、積極的に特定健診を受けましょう!

- ◆受診したい健診機関に事前に受診日時を予約してください。
- ◆受診の際は「**受診券**」と「**被扶養者証**」を**忘れずに持参**してください。
(※**被扶養者資格を喪失した日以降は受診できません。**)
- ◆市町村検診でも受診できる場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。
- ◆詳細は、受診券に同封の案内文または当支部ホームページをご覧ください。

組合員と被扶養者

「特定保健指導」を受診しましょう!【無料】



特定健診(組合員は定期健診や人間ドックで代替)の結果、メタボのリスクがあると判明した方に、「**特定保健指導利用券(有効期限: R6.3.31)**」を秋以降、順次配付いたします。

特定保健指導では、管理栄養士等の専門家がみなさまの健康や生活習慣の改善に向けたアドバイスをします。**無料**で受けることができますので、この機会を利用して、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう!

- ◆ 特定保健指導を受けるには、次の3つの方法があります。(いずれか1つの方法での受診です。)

1.案内状記載の実施機関で受ける。	ご自身で実施機関に予約の上、利用券を持参してください。
2.人間ドック時に受ける。	組合員本人のみ。一部のドック実施機関に限ります。
3.所属訪問型で受ける。	組合員本人のみ。委託先が特定保健指導を実施します。 【委託先: SOMPOヘルスサポート(株)・RIZAP(株)】

- ◆ 詳細は、利用券に同封の案内文または当支部ホームページをご覧ください。

所属訪問型特定保健指導にあの



が加わりました!!

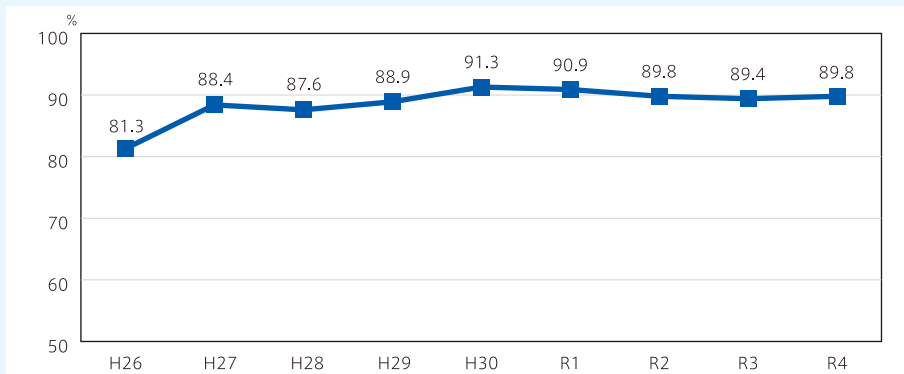
- ◆ 令和5年度は所属訪問型の特定保健指導の委託先にRIZAP株式会社加わりました。成果保証(腹囲 Δ 2cm、体重 Δ 2kg)ということですので、是非この機会に、ご利用してみたいかがでしょうか。
- ◆ RIZAP株式会社による特定保健指導を希望する対象者は、後日送付するチラシのURLまたはQRコードからお申し込みください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

令和4年度 教職員定期健康診断受診結果のお知らせ

昨年度の定期健康診断の受診者は、市町村立学校5,075人、県立学校3,139人、県教育委員会事務局422人、合計8,636人で受診対象者の99.9%の方が受診されました。精密検査受診率の推移は以下のとおりです。

精密検査受診率の推移 (%)



※市町村教育委員会(市町村立学校) + 県教育委員会

(令和5年3月31日現在)

令和4年度の精密検査受診率は、県教育委員会が89.0%、市町村教育委員会が90.4%でした。前年度と比較すると、県教育委員会は0.6ポイント減少、市町村教育委員会は1.1ポイント増加した結果となりました。

組合員の健康管理・受診率向上のため、各所属所でも受診勧奨をお願いいたします。



令和5年度定期健康診断の結果、要精検・要医療の対象となった方で、まだ精密検査を受診していない方は、早期発見・早期治療のため早めに受診しましょう。

お問い合わせ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816

令和5年度歯周疾患検診のご案内

組合員

「歯周疾患検診」の受診券を配付しております【無料】

(自己負担なし)



令和5年4月1日現在で20歳・30歳・40歳・50歳・59歳の組合員の方に、組合員の所属所を通して「歯周疾患検診受診券(有効期限: R5.12.31)」を配付しております。

「受診券」を使うことで、歯周疾患検診は無料で受けることができます。

お口の健康は、全身の健康にもつながります。

ぜひ、この機会を使って歯周疾患検診を受けましょう!

◎ 歯周病は怖い病気です…。

- ・ 歯周病は、全身の様々な病気を引き起こしたり、病気を悪化させる原因にもなります。
- ・ 歯周病は、歯を失う原因の第1位です。

- ◆ 受診したい歯周疾患検診事業実施歯科医療機関に、事前に必ず電話予約をしてください。
 - ・ 予約の際に、公立学校共済組合山形支部の歯周疾患検診であることをはっきり伝えてください。
 - ・ 実施歯科医療機関は、所属所に送付しました「医療機関名簿」、または「当支部ホームページ」でご確認ください。
- ◆ 受診の際は「受診券」・「受診票(問診票)」・「共済組合員証」を忘れずに持参してください。
- ◆ 詳細は、受診券に同封の通知文または当支部ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2816

被扶養者認定の収入要件が変わりました！

令和5年4月より、被扶養者の認定要件のうち年間収入に関する要件が変更となりました。これまで収入が多かったことで被扶養者認定できなかつたご家族も、要件の変更により認定可能になる場合がありますので、この機会にぜひ収入状況をご確認ください。

被扶養者の認定要件

1. 組合員と一定の身分関係にあること(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等)

※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者のため、被扶養者にはなれません。

2. 主として組合員の収入によって、生計を維持していること

※認定基準額を越えることが見込まれる場合、また月々の収入が定まっていない場合で認定基準月額を3か月連続で越えた場合は、被扶養者にはなれません。

〈収入要件〉	〈認定基準年額〉
障害を支給事由とする公的年金の受給要件に 該当する程度 の障害を有する者	180万円(月額15万円)
60歳以上の者(※公的年金受給の要件がなくなりました)	180万円(月額15万円)
上記以外の者(※要件の変更はありません)	130万円(月額108,334円)

※赤字が変更点です

3. 日本国内に住所を有していること(日本に住民票があること。留学等、例外もあり。)

次の方は新たに認定できる可能性があります。上記要件を確認してみてください。

- ・60歳以上75歳未満で130万円以上180万円未満の収入がある方
- ・障害年金を受給する可能性のある方



こんな場合は届出をお願いします！

1 市町村からの「医療費助成制度」を受けている場合

組合員または被扶養者が、重度心身障がい(児)者医療証、ひとり親家庭医療証(親子すこやか医療証等)を持っている場合、医療証の写しを提出してください。毎年新しい医療証に更新する都度、提出が必要です。

また、助成停止の場合、自己負担割合が変更になった場合も市町村からの通知(写し)の提出をお願いします。

2 住所・氏名を変更した場合

転居した場合、被扶養者が別居となった場合、婚姻その他で氏名に変更が生じたときは、「異動届」「被扶養者申告書」を提出してください。改姓の場合は新しい組合員証等を交付しますので、現在持っている組合員証、被扶養者証も忘れずに添付してください。

3 有効期限が過ぎた「限度額適用認定証」が手元にある場合

有効期限が過ぎた「限度額適用認定証」等がお手元にある場合は、速やかに共済組合まで返却してください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

被扶養者の資格確認について

共済組合では年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているか確認を行っています。対象者には『家族調書』を配布していますので、期日までに添付書類を準備し、事務担当へ提出してください。



◇ 昨年度、認定取消が多かった主な事例です

給 与	①就職や雇用条件の変更により、勤務先の健康保険証を持っていた。
	②アルバイトを掛け持ちしていて、月額108,334円を3か月連続で超過していたことを把握していなかった。
	③1～12月の収入累計は基準額未満だが、別の月でみると過去12か月分の累計が基準額130万を超えていた。(毎月、過去12か月分をスライドして確認)
年 金	④公的年金の受給が始まり、総収入が年額180万を超過した。
	⑤所得証明書に雑所得の記載があり、個人年金(財形年金等)を受け取っていたことがわかったので、年額180万円を超過となった。
事業収入	⑥事業収入があり確定申告の内訳を確認したら、扶養認定における控除対象外の経費が多く、所得超過していた。
雇用保険	⑦離職後無職だったが、雇用保険(失業給付金)を基本手当日額3,612円以上受給していた。
仕 送 り	⑧別居している家族の収入が増え、仕送りが基準額より足りなかった。



◇ 別居家族の場合は、特に要注意です!!

別居している被扶養者への仕送りは基準額を満たしていますか？

認定の要件 世帯収入の1/3以上の仕送りをする

(例) 別居の母が被扶養者の場合	
母の収入	80万
父(母と同居)の収入	140万
祖母(母と同居)の年金	50万
組合員の仕送り	120万
合計	母の世帯収入は390万円

➡ (例) の場合
世帯収入の1/3 > 組合員の仕送り
(=130万円) (=120万円)
のため、**取消**です。

※別居の被扶養者が学生の場合は、在学証明書の確認をします。

詳しく知りたい時や、心配な方がいる場合は、早めに事務担当者にご相談ください。

お問合せ先 ☎ 共済組合 給付担当 023-630-2884

共済組合と教職員互助会の貸付制度のご案内

共 済 組 合

共済組合では福祉事業の一環として、組合員の臨時の資金をサポートするため貸付制度をご用意しております。

一般、住宅関連、教育貸付等目的に応じてご利用いただけます。

貸付種別により利率が異なります。
事務手数料及び担保は不要です。

貸付事業キャラクター
「おたすケロ」



- 貸付をご利用いただくには、**組合員期間が6か月以上必要**です(4月1日資格取得の場合は10月以降の貸付が申込み可能となります)。**申込事由が生活費の補填、借金の返済のための借入**はご利用いただけません。ただし、教育貸付については他の金融機関の教育ローン返済は可能です。
- 一般職常勤職員以外の組合員は、**発令されている任期の範囲内で返済可能な金額・償還回数(特別貸付)**で申込みが可能となります。
- 申込書類は所属にあります。
記入した申込書類等は所属所が下記期限までに山形支部に送る必要がありますので、余裕をもって所属所に提出してください。

		山形支部到着期限
一般貸付等	貸付当月5日	(注) 土日祝日にあたる場合は直前の平日(営業日)
住宅貸付等	貸付前月の末日	

- 貸付金の送金については、**貸付月の25日(土日祝日にあたる場合は翌営業日)に申込人の業務用口座<送金額が1千万円以上の場合は本人指定の口座(県で契約している金融機関)>へ送金**します。

お問合せ先 ☎ 共済組合 貸付担当 023-631-5950

教 職 員 互 助 会

今年度から、互助会の貸付利率が
さらに引き下げられました!

年利 **0.9%**
令和5年4月1日現在

<主な貸付種別*1,*2>

自動車	入 学	教 育	住 宅
会員の車の購入費用 限 度 額 : 200万円 添付書類 : 売買契約書(写)等	子・孫等の入学費用 限 度 額 : 200万円 添付書類 : 入学許可書(写) 又は合格通知書(写)	子・孫等の在学中の修学費用 限 度 額 : 200万円 添付書類 : 在学証明書(原本)	新築・増改築・購入等の費用 限 度 額 : 1,000万円*3 添付書類 : 申込事由による

生 活

使い道自由!
限 度 額 : 100万円

- *1 その他にも貸付種別あり。
- *2 償還回数は、住宅資金240回以内、他種別は60回以内で設定可能。
- *3 住宅資金の貸付限度額は、5年後の退職手当に200万円を加算した額が1,000万円を下回る場合、その額が貸付限度額。

- ◆ 対 象 現職会員(一般職常勤職員)
※有期限任用会員(再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等)は、貸付対象外。
- ◆ 受付・送金 随時、所属を通して申込可能。書類受理後7~10日で業務用口座へ送金。
- ◆ 申込書類 様式は所属備付け「福利厚生事務の手引」をコピー、または本会HPより印刷。
- ◆ 償 還 給与から一定額(毎月償還額)が自動控除(ボーナス償還はなし)。
※毎月償還額は、互助会HP内の償還額シミュレーションを参照

詳細は、所属事務担当者、山形県教職員互助会ホームページまたは下記担当までお問い合わせください。

山形県教職員互助会トップページ



現職会員



貸付事業



お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

遺族年金の請求手続きについて

1 遺族年金とは

遺族年金は、国民年金または厚生年金の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。

遺族年金には「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況等によって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。亡くなった方の年金の納付状況・遺族年金を受け取る方の年齢など条件をすべて満たしている場合、遺族年金を受け取ることができます。

遺族の種類	厚生年金保険に加入(短期組合員・一般組合員)
子※のある配偶者	遺族厚生年金 + 遺族基礎年金
子※	遺族厚生年金 + 遺族基礎年金
その他の遺族	遺族厚生年金

※「子」とは、18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。

2 遺族年金の請求手続きについて

- ・ 在職中に亡くなった一般組合員の方は、山形支部までご連絡ください。必要事項を確認の上、手続きいたします。短期組合員の方がお亡くなりになった場合は、年金事務所にお問合せしていただくようお願いします。
- ・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方がお亡くなりになった場合、原則として一つの年金実施機関に年金請求書を提出することにより、他の年金実施機関に係る遺族厚生年金も請求することができます。お亡くなりになった方が加入していた公的年金制度のいずれの年金実施機関へもご提出いただけます。

お問合せ先 ☎ 共済組合 年金担当 023-630-2887

ご存じですか? //

育児休業取得支援給付金

令和4年9月スタート! 互助会から「育児休業取得支援給付金」を支給しています。

男性の育児休業をもっと応援!



< 対象者 >

妻の産後8週間において育児休業を取得した**男性会員**

< 給付対象期間 >

当該育児休業期間(最大8週間)

< 給付額 >

1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

※「育児休業手当金 育児休業取得支援給付金(互)請求書」を使用していただき、育児休業に係る辞令の写しを添付のうえ、「育児休業手当金」とあわせて所属を通して請求してください。(国家公務員法及び雇用保険法が適用となる所属については、「育児休業取得支援給付金」のみ請求してください。)

お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

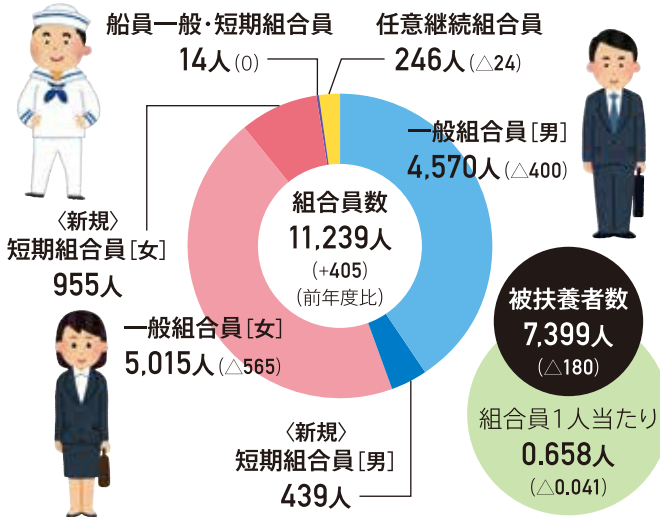
令和4年度決算概要

公立学校共済組合 山形支部

令和4年度公立学校共済組合山形支部決算は、令和5年5月30日の支部運営審議会において承認されました。

1 組合員数・被扶養者数

R5.3.31現在



2 各経理の決算

短期経理

掛金・負担金等の収入総額は、70億7457万4千円となり、これを財源に下記医療費等の給付を行いました。

収入総額と下記医療費等との差額については、本部へ送金し、主に高齢者の医療費等に充てられます。

区分	件数(件)	金額(千円)
保健給付	266,976	2,868,978
休業給付	2,159	390,611
災害給付	6	2,365
附加給付	946	33,669
一部負担金払戻金	1,717	48,445
合計	271,804	3,344,068

- 保健給付…保険適用となる医療費に係る保険者負担や出産費・埋葬料などの給付
- 休業給付…育児休業手当金など休業に伴い、給与が支給されない場合に行う給付
- 災害給付…水震火災などの非常災害により、住居家財の損失に対する見舞いとして行う給付
- 附加給付…法で定められている給付ではなく、各共済組合が任意で定める給付
(例) 出産費附加金、傷病手当金附加金など

長期給付に係る経理

掛金・負担金等の収入総額は、164億3319万7千円となり、年金の財源として本部へ送金しました。

保健経理

組合員とその家族の心身両面にわたる健康の保持増進及び疾病予防のため、下記保健事業を実施しました。

事業名	金額(千円)	実績等
人間ドック(一泊二日コース)	83,766	1,372人
内視鏡付人間ドック(胃部・大腸)	13,240	186人
内視鏡付人間ドック(胃部)	12,038	192人
人間ドック(日帰りコース)	34,743	1,145人
脳ドック	7,757	214人
脳と心のトータルケア付人間ドック	7,399	102人
婦人がん検診	12,283	子宮がん1,264人 乳がん 551人
被扶養者健康診断	1,772	71人
歯周疾患検診	350	81人
こころと体のリフレッシュ講座	300	10所属
生活習慣病予防のための栄養講座	54	33人
健康ウォーキング事業	935	388組1,163人
メンタルヘルスセミナー	30	447人
健康管理図書(パンフレット・書籍)配付	1,355	全所属
アドバイザー派遣	313	リワーク 21回 メンタル 8回
アンガーマネジメントセミナー	365	73人
保養施設等宿泊利用補助	880	440人
55生活設計講座	190	284人
若年層向けライフプランセミナー	71	50人
芸術鑑賞支援事業	265	166人
災害対策事業見舞金	180	6人
健康づくりカレンダー配布	1,790	全組合員
特定健康診査・特定保健指導	23,625	—
合計	203,699	—

※金額については、端数処理上、合計しても一致しない場合があります。

貸付経理

組合員の臨時的支出に対して下記のとおり新規貸付を行いました。

区分	件数(件)	金額(千円)
一般貸付	44	69,300
住宅貸付	6	72,800
教育貸付	22	65,400
結婚貸付	2	4,000
合計	74	211,500

令和5年4月から公立学校共済組合の掛金率が変わりました

船員一般・船員短期組合員の短期掛金率、一般・短期・船員一般・船員短期組合員の介護掛金率が4月から引上げになりました。厚生年金保険料率・退職等年金掛金率については変更ありません。

(単位:千分率)

	改定前 令和5年3月まで	現行 令和5年4月から	増減
短期掛金	48.01 (45.84)	48.01 (46.05)	0 (+0.21)
介護掛金	8.82 (8.82)	8.00 (8.00)	-0.82 (-0.82)

※()内は船員組合員の掛金率

お問合せ先 ☎ 共済組合 庶務係 023-630-2883

令和4年度決算概要

山形県教職員互助会

令和4年度山形県教職員互助会決算は、令和5年6月14日の定時評議員会において承認されました。

1 会員・家族数

R5.3.31現在

区分	令和4年度	前年度比
会員	11,172人	428人
家族	7,450人	△173人

2 各事業の決算

一般給付事業

事業活動収入総額72,691千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・家族療養見舞金 39,107千円
- ・出産・傷病見舞金・災害見舞金及び埋葬料 13,942千円

福祉事業

事業活動収入総額227,276千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・会員療養見舞金 142,889千円
- ・結婚祝金等の給付事業費(上記除く) 57,573千円
- ・リフレッシュ推進事業等の福祉事業費 34,558千円

退職給付事業

事業活動収入総額は320,526千円となり、下記事業等を実施しました。

- ・退職生業資金 245,967千円
- ・会員・配偶者弔慰金 2,150千円
- ・貸付事業費 196,100千円

貸付状況

貸付種別	件数(件)	金額(千円)
生活資金	58	48,700
入学資金	11	19,900
住宅資金	6	35,800
研修旅行資金	0	0
自動車資金	44	68,600
教育資金	13	20,300
物品購入資金	3	2,800
合計	135	196,100
令和4年度末貸付残高	598	487,237

退職互助部事業

事業活動収入総額200,000千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・療養補助金 99,164千円
- ・脱退一時金等の給付事業費(上記除く) 173,283千円
- ・施設利用補助費等の福祉事業費 10,476千円

加入者数

区分	令和4年度	前年度比
現職加入者	5,961人	△314人
特別加入者	8,021人	△95人

公益事業関係

「スクールコンサート」を県内34校で実施し、事業活動支出総額は6,690千円となりました。

管理費関係

法人全体に関わる管理費で、963千円を支出しました。

教職員互助会の掛金率が変わりました

厚生福祉事業の掛金率が令和5年4月1日から引き上げとなりました。

令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
1,000分の5	1,000分の5.5

※一般給付事業、退職給付事業、退職互助部事業の掛金率については、変更ありません。

お問合せ先 ☎ 互助会 総務係 023-631-5115

芸術鑑賞支援事業の施設を追加しました!!

対象施設	対象会員証 (有効期間)	年会費	自己負担金	対象施設	対象会員証 (有効期間)	年会費	自己負担金
山形美術館	美術館種別会員 普通会員 (購入から1年間)	5,000円	3,000円	米沢市 上杉博物館	伝国の杜ファンクラブ (R5.4.1~R6.3.31)	(R5.4.1~R5.9.30) 2,500円	1,500円
天童市美術館 [追加]	年間観覧券 (購入から1年間)	2,100円	1,000円			(R5.10.1~R6.3.31) 1,250円	750円
酒田市美術館	普通年間券 (購入から1年間)	3,300円	2,000円	本間美術館 [追加]	普通会員 (購入から1年間)	3,300円	1,700円
土門孝記念館	普通年間入館券 (購入から1年間)	3,000円	1,500円	最上川美術館 [追加]	一般会員 (R5.4.1~R6.3.31)	2,000円	1,000円
致道博物館	「友の会」普通会員 (R5.4.1~R6.3.31)	3,000円	1,500円	黒川能の里・ 王紙会館 [追加]	年間鑑賞券 (R5.4.1~R6.3.31)	3,000円	1,500円
斎藤茂吉記念館 [追加]	最上川会員 (購入から1年間)	3,000円	1,500円	藤沢周平記念館 [追加]	年間入館券 (購入から1年間)	1,000円	500円

○ 対象者

公立学校共済組合員
※任意継続組合員は対象となりません。

○ 申込締切

〈致道博物館〉 令和5年9月11日(月)
〈その他〉 令和6年2月12日(月)
(随時決定通知郵送)

- 山形美術館、酒田市美術館、米沢市上杉博物館では互助会が発行するリフレッシュ補助券を併用可。
- 組合員1人当たり2施設まで申請可。

○ 申請方法

「令和5年度芸術鑑賞支援事業助成申請書」を記入の上、郵送またはFAXでお申込みください。

○ 会員証引換期間

〈致道博物館〉 令和5年9月30日(土)
〈その他〉 令和6年2月29日(木)

お問合せ先 ☎

共済組合 健康管理担当 023-630-2882
FAX 023-641-6779

令和5年度リフレッシュ補助券をご活用ください

～令和5年度 新規追加された契約事業所～

- 月山スキー場 ○ 黒伏高原スノーパーク ジングルジャングル
- ※リフト券購入に利用可

～ 自転車用ヘルメット購入にも利用できます! ～

下記契約事業所での自転車用ヘルメット購入にぜひご活用ください!

- サイクルショップ山形南店・山形北店・三川店(各イオン店内)
- イオンバイク天童店・東根店・米沢店 ○ イオン酒田店
- モンベル山形店・天童店 ○ とがしスポーツモンベルルーム酒田店

◆ 契約事業所以外では利用できませんので、ご注意ください。

契約事業所については、「リフレッシュ補助券の綴り」または山形県教職員互助会ホームページをご確認ください。

令和5年度リフレッシュ補助券



(橙色、1,000円券 × 3枚綴り)



お問合せ先 ☎

互助会 福利担当 023-631-5115

フルタイム勤務の暫定再任用職員・任期付職員、短期組合員が利用できる公立学校共済組合山形支部の事業について

フルタイムで勤務されている暫定再任用職員・任期付職員の公立学校共済組合員種別は、一般組合員となります。貸付事業のご利用は高額医療貸付、出産貸付及び特別貸付のみとなりますが、それ以外の事業につきましては、これまでと変わらずご利用いただけますので、引き続きご活用ください。なお、事業の詳細につきましては、福利の広場 令和5年4月発行「事業のあらまし」をご覧ください。

また、短期組合員の方は、長期給付事業を除く同様の事業をご利用いただけます。

お問合せ先 ☎

共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816 貸付担当 023-631-5950